

## 住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の規定に基づく住民監査請求に関し、同条第7項の規定による証拠の提出及び陳述、並びに同条第8項の規定による立会いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (請求人による証拠の提出)

第2条 監査委員は、請求人の証拠の提出についての意向を、住民監査請求に係る意向確認書（様式第1号）をもって確認するものとする。

- 2 請求人による証拠の提出の期限は、請求人の陳述開始時刻（請求人の陳述が行われな  
ない場合にあつては、監査委員が定める日時）までとする。ただし、監査委員がやむを得  
ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により提出する証拠は、請求の要旨に係る事実を証する書面に限るもの  
とする。

### (請求人の陳述)

第3条 監査委員は、請求人の陳述についての意向を、住民監査請求に係る意向確認書  
をもって確認するものとする。

- 2 請求人の陳述の日時及び会場は、監査委員が定めるものとし、原則、住民監査請求の  
請求書を受理した日から30日以内とする。
- 3 陳述の聴取は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。
- 4 監査委員は、請求人が複数の場合は、陳述を行う者（以下「陳述人」という。）の人  
数を制限することができる。この場合において、陳述人の選出は、あらかじめ請求人が  
行うものとする。
- 5 陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合は、合計で  
おおむね45分以内とする。
- 6 請求人は、代理人に陳述を行わせようとするときは、その陳述開始時刻までに、監査  
委員に対して委任状（様式第2号）を提出しなければならない。
- 7 事前の連絡がなく陳述開始時刻を10分経過しても陳述人が会場に入室しなかった場  
合は、請求人は陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、監査委員がやむを得ない  
事情があると認めるときは、この限りでない。
- 8 監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、陳述内容を録音することができる。
- 9 陳述は、請求の要旨を補足する内容に限るものとする。

(関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、請求人の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

- 2 立会いをしようとする関係職員等は、監査委員が定める日時までに陳述会立会申出書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 監査委員は、請求人の陳述に立ち会う関係職員等の人数を制限することができる。
- 4 監査委員は、請求人の陳述の聴取を行った場合において、必要があると認めるときは、請求人の陳述に立ち会う関係職員等に、陳述の内容に対し意見を述べさせることができる。

(関係職員等の陳述)

第5条 監査委員が必要と認めるときは、関係職員等から陳述の聴取を行うものとする。

- 2 関係職員等の陳述の日時及び会場は、監査委員が定めるものとする。

(請求人の立会い)

第6条 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人を立ち合わせることができる。

- 2 立会いをしようとする請求人は、監査委員が定める日時までに陳述会立会申出書を提出しなければならない。
- 3 請求人は、代理人に立会いを行わせようとするときは、関係職員等の陳述開始時刻までに、監査委員に対して委任状を提出しなければならない。
- 4 監査委員は、関係職員等の陳述に立ち会う請求人の人数を制限することができる。
- 5 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行った場合において、必要があると認めるときは、請求人に陳述の内容に対し意見を述べさせることができる。

(陳述の運営)

第7条 第3条から前条までの規定による陳述又は立会いを行う者は、監査委員の指示に従うものとする。

- 2 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述の聴取を中止することができる。
- 3 監査委員は、立会いを行う者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認めるときは、その者に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第8条 監査委員は、第3条又は第5条の規定による陳述の聴取を行うときは、請求人の同意を得た上で、傍聴を認めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 監査委員が陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると判断したとき。
- (2) その他監査委員が傍聴させることが適当でない判断したとき。
- 2 傍聴を希望する者は、自己の住所及び氏名を記載した陳述会傍聴申出書（様式第4号）を提出するものとする。
- 3 傍聴の受付は、陳述開始時刻のおおむね10分前から、その会場において先着順に行う。ただし、受付開始時に傍聴できる席数を超える希望者があるときは、抽選により傍聴する者（以下「傍聴者」という）を決定するものとする。
- 4 監査委員は、会場その他の都合により傍聴者の人数を制限することができる。

#### （傍聴の禁止）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 鉢巻、たすき、腕章、旗、のぼり、プラカードその他陳述の会場に持ち込むことが不適当な物品を着用し又は携帯している者
- (4) その他陳述会の円滑な運営を妨げるおそれのある者

#### （傍聴者の遵守事項）

第10条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 陳述や意見表明に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語や飲食をしないこと。
- (3) 所定の傍聴場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 携帯電話等については、電源を切るかマナーモードにすること。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 陳述会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) その他監査委員の指示に従うこと。

#### （傍聴者の退場）

第11条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴者に退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 陳述の状況から、傍聴を認めることが適切ではないとき。

#### （陳述の撮影等）

第12条 請求人、関係職員等又は傍聴者は、会場において撮影又は録音をしてはならない。ただし、監査委員が認めたときは、この限りでない。

2 監査委員は、報道機関による撮影を陳述開始前に限り、認めるものとする。ただし、

請求人、関係職員等又は傍聴者の同意が得られない場合は、当該撮影を制限し、又はこれを認めないものとする。

(住民監査請求の取下げ)

第13条 請求人は、住民監査請求の全部又は一部を取り下げる場合においては、住民監査請求の取下書（様式第5号）を監査委員に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、監査委員の合議により決定する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月26日から施行する。
- 2 住民監査請求陳述会傍聴取扱い要領は、廃止する。